



首都直下地震対策検討ワーキンググループ（第7回） 議事要旨

1. 検討会の概要

日時：令和6年10月23日（水） 14：00～16：00

場所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室
（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：増田主査、家田主査代理、大原委員、河村委員、楠委員、栗岡委員（代理）、
近藤委員、指田委員、佐藤（主）委員、大門委員、高岡委員、田村委員、長谷川委員、
平田委員、廣井委員、矢入委員、山中委員（代理）

2. 議事要旨

事務局から、「首都直下地震における揺れ・火災・津波対策及び帰宅困難者対策について」について、資料に基づいて説明を行うとともに、廣井委員から「都市防災対策の未解決課題を考える」、山中委員（代理）から「横浜市のこれまでの地震対策について」について話題提供があり、委員間で議論を行った。委員からの主な意見は次のとおり。

- 現行の帰宅困難者対策では、発災後3日間は安全な場所にとどまり、4日目以降に帰宅するよう指針が定められているが、会社の備蓄が3日分しかないなか、4日目に人々が帰宅する際に飲食物がない中で帰宅することになる事態が想定されるため、対策を検討する必要がある。
- 今後、「帰国困難者」と言える訪日外国人・在留外国人の拡大があることを踏まえると、帰国方法、備蓄等の準備等について検討を行う必要がある。
- 発災後には非常用発電機への燃料供給、飲食物供給を行う必要があるため、これらを必要とする自治体庁舎、災害拠点病院、物流センター等への接続道路を含め緊急輸送道路として指定し、沿道建築物の耐震性確認等を進めていく必要がある。
- 今回の能登半島地震で、2000年以前に建築された木造住宅と2000年以降に建築された木造住宅で耐震性がかなり違うことが分かってきたことから、被害想定も区別し2000年以前の木造住宅について、耐震診断の促進と改修支援策を促進していく必要がある。
- 都市部ではマンションが非常に多いが、被災回避及び被災後の建替えを促進する観点から、区分所有法で定める建替え決議のルール緩和が必要である。
- 自治体・企業・交通機関で様々な協議会が設置されて帰宅困難者対策が進められているが、発災後のマニュアルや関係者間の役割分担を決めないと実効性がない。
- 首都直下地震が発生し環七の内側の物流が止まった際、環七の内側において、帰宅困難者等の対応をあらかじめ検討しておく必要がある。

- 建築物の耐震診断・耐震補強については、緊急輸送道路の沿道等では進捗しているが、路地裏に入ると膨大な数の耐震補強が完了していない建物があるので、すべての建築物の耐震補強等が進んでいると誤解しないよう注意が必要である。
- 耐震診断・耐震補強は現行耐震設計を満たすことを確認することが目的であり、耐震設計上人命を損なわないよう壊れる設計としている建築物もある。このように、耐震設計によって発災後に継続使用が可能かどうか変わるため、発災時に被害予測をする上では、各建築物がどういった補強をされたかという情報も収集できるとよい。
- 能登地震後に輪島市で火災が発生した際、石川県全域に大津波警報が発表されていた中で消火活動が行われた。結果的に輪島朝市辺りに津波は来なかったが、もし津波が来ていたら消防隊の方が被災し、消火能力が大幅に失われたことを考えると、よりきめ細かい津波予測・警報の出し方を検討するべきである。
- 能登地震における、杭基礎で支えられた建物の転倒により人が亡くなるという初の事例について検討が始まっているが、仮に今後この事例を踏まえ耐震設計が見直されることになると、首都圏に膨大に存在する同様の建物の杭について、再度耐震診断等が行われることなどがありうることを留意する必要がある。
- 首都直下地震で外国人の帰宅困難者が発生することも踏まえると、一時滞在施設のさらなる確保が必要である。数値目標を設定して施策を進めるべきである。
- 災害時の医療用船舶の活用に関して、接岸した船内での医療活動や船舶による他地域への患者の移送が検討されているため、耐震強化岸壁と背後の臨港道路をセットとした整備を推進していただきたい。
- 感震ブレーカーの普及に関しては、単に設置を呼び掛けるだけでなく、なぜ設置すべきかというストーリーを検討し、ターゲットの世帯を定めるなど、戦略的に取組を進めるべきである。
- 能登半島豪雨での事例から地震により脆弱となった箇所により高潮災害が発生することが十分考えられ、今後の気候変動により災害の激甚化が進展することを考慮すると、海岸保全施設への対策が必要である。
- 電車通学をしている小学生が乗車中に被災することを想定し、小学生が助けを求める手段、小学生へのケアを検討しなければならない。
- 東京湾沿岸には多数の火力発電所があり、津波や高潮の被害を受けて機能不全に陥れば非常に大きな影響が生じるため、発電所の立地等を考慮した防潮壁の嵩上げなどの浸水対策を強化していただきたい。
- 「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」については、認知度が低いため、内閣府においてセミナーの開催等の周知・普及に関する取組をお願いしたい。また、実効性の担保に向けて、ガイドラインに基づいた実地訓練の行い方や訓練結果の周知方法等について提示いただきたい。
- シミュレーションや予測には限界があり、想定外の事態は必ず発生する。そのため、事前に様々な予測をして対策を講じること以上に、想定外の事態が発生したときに、様々な部

署が柔軟に協力して、そのときに最善と思える手を打てるマネジメント能力の確保が重要である。

- 帰宅抑制については、小さいお子さんや高齢者と同居されている会社員の方々に対しても職場等に留まるよう求めることが現実的かどうか、検討する必要がある。
- 緊急援助消防隊の広域応援などを考慮しても、長時間の道路渋滞は大きな問題である。信号が停電した交差点への警察官の配置、高速道路から出てきた車両による一般道の混雑への対応等のみならず、自動車の利用抑制対策をしっかりと検討する必要がある。
- 常備消防があるとはいえ、現在の消防組織は大火に対応した経験が乏しいため、各消防組織は大火・地震火災に対する消防戦術をあらかじめ検討・再確認すべきである。
- 地震発生直後の消火対応が極めて難しい沿岸部の密集市街地等は感震ブレーカーの設置率を100%にするといった、地域特性に合わせた対策の選択も重要である。
- 感震ブレーカーの普及促進に向けては、「感震ブレーカーをつけることが、自分や家族の命、そして家財を守るためにも重要」、「消防職員の方による危険な消防活動を回避する可能性もある」といったメリットをきちんと伝えるべきではないか。
- 帰宅困難等への平時からの対策として、企業等の優良事例の横展開を引き続き行うことが重要である。
- ある程度の人数が帰宅抑制をするだけで群集事故のリスクはかなり減るため、帰宅抑制対策の効果が高い人々にターゲットを絞って帰宅抑制を伝えていくことも重要である。
- 東日本大震災や熊本地震の際に非常用電源設備が原因の電気火災が起こっており、首都直下地震でも同様の火災の発生が想定されるため、非常用電源設備を使うときの電気火災対策をきちんと周知することが重要である。